

# 青森県報

第四千五百六十一号

平成三十一年  
二月六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一  
○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会計管理課) ……一

### 出先機関

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(西北地域局) ……一  
○公示送達……………(監理課) ……二

## 告 示

### 青森県告示第六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十一年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	名 称	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
所 在 地	主たる事務所の所在地		所 在 地		

株式会社 S h a k e H a n d s	弘前市大字土手町四	就労移行支援	就労移行支援事業所 シェイクハズ弘前	弘前市大字北川端町五	平成三十一年
--------------------------	-----------	--------	--------------------	------------	--------

### 青森県告示第六十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成三十年十二月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名  
八戸市青葉三丁目四の一  
鈴木 泰以子

## 出 先 機 関

### 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、五所川原市南部土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月六日

西北地域県民局長 平 野 義 一

### 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 定款の写し

### 縦覧の期間

平成三十一年二月七日から同年三月七日まで  
縦覧の場所  
五所川原市役所

### 収用委員会

#### 公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成三十一年二月六日

青森県収用委員会会長 赤津重光

- 一 送達すべき書類の名称  
平成三十一年一月二十八日付け裁決書（青収委第八十三号）
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の書類は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の書類は、平成三十一年二月二十二日をもって送達があったものとみなされます。

#### 別表

氏名	住所
趙 胤珍	住所不明 ただし、最後の住所 大阪府大阪市中央区島之内2丁目6番29号 福田ビル長堀702

荒木園 榮作

住所不明 ただし、最後の本籍  
樺太敷香郡内路村大字内路字高砂町番外地

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭